1/4

**防火点検シ－ト**

|  |
| --- |
| 確認 |
|  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 会社名 |  | 点検月日 | 　　　年　　　　月　　　日 | 点検者 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 点検内容 | 結果・所見 |
| ×－ | 問題なし問題あり(不具合内容を記入)対象無し |
| ０ 防災体制 | 1. 防火管理者・高圧ガス保安係員・危険物保安監督者等必要な資格者等が選任されている。
2. 防災管理規定等を定め、防災訓練(避難、消火等)を定期的に実施している。
 |  |  |
| １　保守管理・点検 | 1) 使用危険物・可燃性ガス・可燃性粉じんの「性状・危険性」、「取扱上の注意事項」をＳＤＳ※により作業者に教育・理解させている。※使用材料の「安全デ－タ－シ－ト」(メ－カ－より入手) |  |  |
| 2) 日常・定期点検表が整備され実施されている。　 |  |  |
| 1. 危険物、ボンベ本数等は最大保管量が明示され守られている。
 |  |  |
| 1. 建物周囲の可燃物の整理・除去がされている。
 |  |  |
| 1. 倉庫、危険物保管庫等の施錠・管理がされている。
 |  |  |
| 1. 敷地境界の防犯設備の設置がされている。
 |  |  |
| ２　初動対応 | 1) 漏洩、地震・火災発生（休日・夜間含め）等緊急時の処置・連絡体制が明確になっており（要領書や組織表等）、職場全員に周知されている。 |  |  |
| 2)　消火器・消火栓の位置はわかりやすい。 |  |  |
| 3) 消火器・消火栓・防火戸、防火シャッターの作動範囲に、操作の障害となるものが置かれていない。 |  |  |
| 4）　避難階段、出入口に障害となるものが置かれていない。 |  |  |
| ３　配管 | 1) 配管の漏洩点検を定期的に実施している。 |  |  |
| 2) ホースの劣化、接続部の緩みがない。 |  |  |
| ４　ダクト | 1. 換気、排気は、目詰まり等なく有効に作動している。

(所定の風速・風量を維持) |  |  |
| 2) ダクト内に異常な堆積がない。 |  |  |
| 3) 防火ダンパーは有効に作動することを定期的に点検確認している。 |  |  |
| 4) ダクトの静電気対策が実施されている。 |  |  |
| 項目2/4 | 点検内容 | 結果・所見 |
| ○×－ | 問題なし問題あり(不具合内容を記入)対象無し |
| ５　配線 | 1) モータの接続部に緩みやガタつきがない。 |  |  |
| 2) 被覆損傷、急激な折れや曲がり、たこ足配線がない。 |  |  |
| 3) 溶剤への浸漬や、劣化がない。 |  |  |
| 4) 機械の振動・作動に伴い、配線が擦れる箇所がない。 |  |  |
| 5) 設備配線のアースは確実に行っている。 |  |  |
| 6) 制御盤、操作盤内部の４Ｓは行われている。 |  |  |
| 7) 制御盤、操作盤内部で異常に高温になっている箇所はない。 |  |  |
| 8) 危険物の使用場所の照明には、防爆機器が使用されている。 |  |  |
| ６ 検知器等 | 1) 設置されている火災感知器、消火設備、ガス検知器、緊急遮断装置等が確実に作動することを定期的に点検確認している。 |  |  |
| ７ 喫煙所 | １）喫煙所に消し水がある。 |  |  |
| ２）吸い殻収集缶に蓋がある。（窒息消火） |  |  |
| ８ 危険物保管 | １）危険物保管施設（少量以上）が届出され、最大貯蔵量以下で管理されている。 |  |  |
| ２）危険物貯蔵所内の棚、危険物容器に転倒防止がある。 |  |  |
| ３）危険物貯蔵所、取扱い所において、規定の保有空地が確保されている。 |  |  |
| ９ その他 | 1) 床面、ｵｲﾙﾊﾟﾝ、配管、ﾎｰｽに油漏れ、油溜りがない。 |  |  |
| 2) 集塵機のシェーキング(粉じん払落し)・粉じん回収頻度はインタ－バルを決め、確実に実施している。 |  |  |
| 3) 集塵機にアースによる静電気対策を取り、炭酸カルシウム使用により防火対策は万全である。 |  |  |
| 4) 火気使用する場合、防火措置を実施している。(可燃物・危険物の除去、油脂・粉じん等可燃物付着の配管・ダクト・容器等には火気使用は禁止等) |  |  |
| 5）（溶接時等）火花が他に燃え移らないように、養生に隙間がないか、養生シートに穴がないかなどの確認がなされているか。 |  |  |

3/4

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 点検内容 | 結果・所見 |
| ○×－ | 問題なし問題あり(不具合内容を記入)対象無し |
| １０ オフィス | 1) 被覆損傷、急激な折れや曲がり、たこ足配線がない。 |  |  |
| 2) テーブルタップなどのコンセントが上向きに設置されていない。（ほこりや異物防止がなされている） |  |  |
| 3) コンセントにほこりが堆積していない。（トラッキング防止） |  |  |
| 4） コードリールは巻いたまま使用していない。（巻いたまま使用した場合、定格容量が大幅に低下する） |  |  |
| 5) 喫煙所の吸い殻入れは、金属製容器等に保管されている。（延焼防止） |  |  |
| 1. ガス給湯器等を使用している厨房には、ガス検知器が設置されている。
 |  |  |
| １１生産設備 | 1) 設備の電源回路には、過電流を防止するための適切な容量のヒューズや遮断器（ブレーカー）を設けている。 （トランスの一次側／二次側などで、発熱・焼損の防止） |  |  |
| 2) 設備の電気回路の必要な位置に、適切な保護接地（アース）を設けている。 （絶縁低下の発生が懸念される箇所に接続、漏電検知ブレーカーも併用） |  |  |
| 3) 油切れによる火花発生が懸念される設備では、給油装置を定期的に点検している。（変形して接触を起こしている部品や軸受などの点検・交換も含む） |  |  |
| 4) 油性クーラントを使用する設備では、火災報知器と自動消火器を設置し、定期的に点検している。 （油式の放電加工機・ワイヤカット機も同様、水溶性加工液への移行を推奨） |  |  |
| 5) 引火性の高い化学物質を扱う設備では、防爆型の電気機器類を採用している。 |  |  |
| 6) 都市ガスやプロパンガスを使用する設備では、燃焼状態を監視し、燃焼装置を定期的に点検している。 （雰囲気炉など可燃性ガスを燃焼させる設備も同様） |  |  |
| 7) 鉄粉や黒鉛粉が排出される設備では、堆積粉塵を定期的に清掃している。 （粉塵爆発の回避、工場建屋内に堆積する粉塵も吸引清掃で） |  |  |
| 8) 乾式の研削加工などで発生する高温の切り屑（火花）を回収するため、難燃性の集塵装置を設けている。 （水を使用する装置の場合は水量を定期的に点検） |  |  |
| 9) 可燃性ガスを充填しているタンクの温度を監視し、タンクの冷却装置を定期的に点検している。 （温度上昇による圧力上昇で発生するタンクの破裂・爆発の回避） |  |  |
| 10) 接触により爆発的な反応が発生する化学物質を、決められた方法で保管し、その状態を定期的に点検している。 |  |  |
| 11) 溶湯（加熱により液化した鉄など）を扱う設備では、水や油などが接触しないよう、必要な箇所を事前に乾燥している。 （多量の溶湯と少量の水による水蒸気爆発とともに、溶湯の飛散による火災への進展の回避） |  |  |
| 12) 発火性のある材料（リチウム・マグネシウムなど）を、燃焼しにくい方法で加工し、切り屑を頻繁に回収している。 |  |  |
| 13) 可燃物の保管場所から離れた位置に、火災発生のリスクが高い設備を設置している。（距離とともに壁などで物理的に隔離することも有効） |  |  |
| 14) 過加熱により火災が発生する設備には、冷却装置が備えられ、停電時などでも運転できる機器を設けている。 （冷却に必要な量の水をタンクや水槽で常時貯水していることも必要） |  |  |
| 15) 静電気により引火する設備では、必要な部位を接地（アース）したり、静電気が発生しない湿度環境にしている。 |  |  |

改訂 16.11.16

4/4

以　上